

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則  
(以上県例規集登載)

医薬安全課  
農政企画課

### 【告示】

- 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請
- 岡山県視覚障害者センターの指定管理者の指定
- 岡山県聴覚障害者センターの指定管理者の指定
- 岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設の指定管理者の指定
- 岡山県総合展示場コンベックス岡山の指定管理者の指定
- 岡山セラミックスセンターの指定管理者の指定
- 保安林の指定予定

環境管理課  
障害福祉課

〃

〃

企業誘致・投資促進課

産業振興課

治山課

## 目次

担当課（室）

### 【公告】

- 漁船保険付保義務発生のための同意の認定
- 決算の要領
- 農業振興地域の区域の変更
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 〃
- 〃
- 随意契約の相手方の決定
- 岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程  
(県例規集登載)
- 令和五年度の監査の結果の公表
- 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則  
(県例規集登載)

農村振興課  
建築指導課

教育委員会

総務企画課

監査事務局

交通規制課

海区漁業調整委員会

海区漁業調整委員会

海区漁業調整委員会

海区漁業調整委員会

【内水面漁場管理委員会】

【海区漁業調整委員会】

<p>○ 令和六年度における第五種共同漁業権魚種の増殖についての指示</p> <p>【正 誤】</p> <p>○ 保安林の指定予定の正誤</p>	<p>目次</p>
<p>内水面漁場管理委員会</p> <p>治山課</p>	<p>担当課（室）</p>
	<p>目次</p>
	<p>担当課（室）</p>

◎岡山県規則第七十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十九年岡山県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「毎年一月三十一日」を「毎年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、令和六年一月五日から施行する。

◎岡山県規則第七十五号

岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十六

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県農林水産総合センター条例施行規則（平成二十二年岡山県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条」を「第四十六条」に、「第四十八条」を「第四十七条」に改める。

第三十五条第一項中「入学を許可された」を「入学試験に合格した」に、「保証人」を「連帯保証人」に改め、同条第二項中「保証人」を「連帯保証人」に、「誓約書を提出しなければ」を「校長に届け出なければ」に改める。

第三十六条を削り、第三十七条を第三十六条とし、第三十八条から第四十三条までを一条ずつ繰り上げる。

第四十四条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加え、同条を第四十三条とする。

三 正当な理由がなく、出席が常でない者

第四十五条を第四十四条とし、第四十六条を第四十五条とする。

第四十七条中「センター長」を「校長」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十八条を第四十七条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第六百七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
名 称 岡山大鵬薬品株式会社  
住 所 岡山県備前市久々井1775-1  
氏 名 代表取締役社長 片山 峰伸
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 岡山大鵬薬品株式会社  
所在地 岡山県備前市久々井1775-1

# 令和5年12月26日 岡山県公報 第12561号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	47-ホ 医薬品製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設（スク ラバー1）		47-ホ 医薬品製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設（スク ラバー2）		47-ホ 医薬品製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設（スク ラバー3）		47-ホ 医薬品製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設（スク ラバー4）	
能	力	50L/min		同左		17L/min		60L/min	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和6年2月1日		同左		許可後直ちに		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその 使用に季節的変動がある場合はその概要		連続9時間		同左		2か月に1回(30分/回)		連続9時間	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値 並びに当該汚水等 の通常量及び最大 の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量	92L/月1回		同左		0.5m <sup>3</sup> /2か月1回		0.42m <sup>3</sup> /年1回	
	p H	2.4	2.4			1.4	1.4	2.4	2.4
	BOD (mg/L)	120	120			0.6	0.6	120	120
	COD (mg/L)	270	270			0.5未満	0.5未満	270	270
	S S (mg/L)	18	18			1未満	1未満	18	18
	油 分 (mg/L)	0.5未満	0.5未満			0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
	T-N (mg/L)	360	360			0.66	0.66	360	360
	T-P (mg/L)	2未満	2未満			0.027	0.027	2未満	2未満
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	0	0			0	0	0	0
	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.15	0.15			-	-	0.15	0.15
	砒素及びその化合物(mg/L)	0.006	0.006			-	-	0.006	0.006
	水銀及びアルキル水銀その他の 水銀化合物 (mg/L)	0.0005未満	0.0005未満			-	-	0.0005未満	0.0005未満
	アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物及び 硝酸化合物 (mg/L)	210	210			-	-	210	210

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項  
変更なし  
(5) 排水口に関する事項

排水口番号	排水口①			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	145	198	145[138]	198
p H	6.8~7.8	5~9	同左	
BOD (mg/L)	10	40		
COD (mg/L)	5	20		
S S (mg/L)	10	40		
油分 (mg/L)	1未満	5		
T-N (mg/L)	2.5	10		
T-P (mg/L)	0.25	1.5		
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	1,000個以下	3,000個以下		

[ ]は6月~9月の平日の隔日

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和5年12月26日から令和6年1月16日まで  
(2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所

◎岡山県告示第六百八号

岡山県視聴覚障害者情報提供施設条例（昭和六十年岡山県条例第八号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年十二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市北区西古松二六八番地の一

岡山県視覚障害者センター

二 指定管理者となる団体

岡山市中区土田九六番地一

社会福祉法人岡山県視覚障害者協会

会長 片岡美佐子

三 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで



◎岡山県告示第六百九号

岡山県視聴覚障害者情報提供施設条例（昭和六十年岡山県条例第八号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年十二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市北区南方二丁目一三番一号

岡山県聴覚障害者センター

二 指定管理者となる団体

岡山市北区南方二丁目一三番一号

公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会

会長 中西 厚美

三 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百十号

岡山県健康の森学園条例（平成二年岡山県条例第二十八号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 管理を行わせる施設

新見市哲多町大野二〇三四番地の五

岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設

二 指定管理者となる団体

新見市哲多町大野二〇三四番地の五

社会福祉法人健康の森学園

理事長 黒山 靖弘

三 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百一十一号

岡山県総合展示場コンベックス岡山条例（平成三年岡山県条例第二十四号）第十二条  
第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市北区大内田六七五番地ほか

岡山県総合展示場コンベックス岡山

二 指定管理者となる団体

岡山市北区本町六番三六号

コンベックス岡山コンソーシアム

代表者 丸田産業株式会社 代表取締役 伊原木省吾

三 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百十二号

岡山県岡山セラミックスセンター条例（平成二年岡山県条例第二十号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 管理を行わせる施設

備前市西片上一四〇六番地一八

岡山セラミックスセンター

二 指定管理者となる団体

備前市西片上一四〇六番地一八

一般財団法人岡山セラミックス技術振興財団

理事長 矢吹 巧

三 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和五年十二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市西方字川平三六一七から三六一九まで、三六二〇の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第六百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和五年十二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市哲多町蚊家字千村三四一〇、字馬場山三四一六の一から三四一六の三まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第六百十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

令和五年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

加入区の名称 伊里・邑久加入区

◎岡山県告示第六百十六号

令和五年十二月二十二日に岡山県議会定例会で議決を経た決算の要領は、次のとおりである。

令和五年十二月二十六日

岡山県知事

伊原木

隆

太



# 令和5年12月26日 岡山県公報 第12561号

令和4年度 一般会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 県 税		273,959,799,189
	1 県 民 税	61,350,022,360
	2 事 業 税	63,241,215,654
	3 地 方 消 費 税	94,667,229,497
	4 不 動 産 取 得 税	4,508,880,686
	5 県 た ば こ 税	2,146,762,123
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	662,224,625
	7 軽 油 引 取 税	19,334,386,435
	8 自 動 車 税	27,471,581,890
	9 鉱 区 税	10,620,900
	10 狩 猟 税	16,550,900
	11 産 業 廃 棄 物 処 理 税	527,166,520
	12 旧 法 に よ る 税	23,157,599
2 地 方 消 費 税 清 算 金		92,162,731,116
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	92,162,731,116
3 地 方 譲 与 税		38,320,339,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	35,471,315,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,315,334,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	73,436,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	279,698,000
	5 地 方 道 路 譲 与 税	0
	6 森 林 環 境 譲 与 税	118,359,000
	7 航 空 機 燃 料 譲 与 税	62,197,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,176,707,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,176,707,000
5 地 方 交 付 税		176,983,668,000
	1 地 方 交 付 税	176,983,668,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		345,286,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	345,286,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		4,440,725,496
	1 負 担 金	4,440,725,496
8 使 用 料 及 び 手 数 料		9,275,314,590
	1 使 用 料	6,375,151,613
	2 手 数 料	2,900,162,977
9 国 庫 支 出 金		145,505,870,492
	1 国 庫 負 担 金	33,049,063,784
	2 国 庫 補 助 金	111,772,728,129
	3 委 託 金	684,078,579
10 財 産 収 入		1,796,867,059
	1 財 産 運 用 収 入	861,487,653
	2 財 産 売 払 収 入	935,379,406
11 寄 附 金		228,018,189
	1 寄 附 金	228,018,189
12 繰 入 金		23,970,329,703
	1 特 別 会 計 繰 入 金	875,155,897
	2 基 金 繰 入 金	23,095,173,806

13 諸 収 入	1 延滞金、加算金及び過料等 2 県 預 金 利 子 3 貸 付 金 元 利 収 入 4 受 託 事 業 収 入 5 収 益 事 業 収 入 6 利 子 割 精 算 金 収 入 7 雑	16,710,551,530 250,620,043 7,369,299 166,348,596 1,953,088,711 2,822,343,690 0 11,510,781,191
14 県 債	1 県 債	55,474,038,000 55,474,038,000
15 繰 越 金	1 繰 越 金	14,810,819,444 14,810,819,444
歳 入 合 計		855,161,064,808
歳 出		
款	項	決 算 額
1 議 会 費	1 議 会 費	1,505,153,756 1,505,153,756
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費 2 企 画 費 3 地 方 振 興 費 4 徴 税 費 5 市 町 村 振 興 費 6 選 挙 費 7 統 計 調 査 費 8 県 民 生 活 費 9 防 災 費 10 環 境 費 11 人 事 委 員 会 費 12 監 査 委 員 費	72,742,814,579 47,900,465,027 4,051,491,990 2,748,456,131 8,182,190,837 955,911,034 1,039,587,114 318,130,068 2,535,498,664 1,814,162,698 2,903,507,613 130,852,520 162,560,883
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費 2 児 童 福 祉 費 3 生 活 保 護 費 4 災 害 救 助 費	122,962,093,702 98,013,366,695 23,876,281,399 993,360,264 79,085,344
4 衛 生 費	1 公 衆 衛 生 費 2 環 境 衛 生 費 3 保 健 所 費 4 医 薬 費	57,367,485,890 46,312,190,373 1,885,464,307 1,917,054,638 7,252,776,572
5 労 働 費	1 労 政 費 2 職 業 訓 練 費 3 労 働 委 員 会 費	1,155,902,250 353,700,645 700,307,194 101,894,411
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費 2 畜 産 業 費 3 農 地 費 4 林 業 費 5 水 産 業 費	38,918,693,575 11,605,271,437 5,487,809,847 12,584,243,535 7,997,006,640 1,244,362,116

令和5年12月26日 岡山県公報 第12561号

7 商 工 費	1 商 業 費 2 工 鉦 業 費 3 観 光 費	32,314,010,368 19,994,543,623 11,671,500,633 647,966,112
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費 2 道 路 橋 り よ う 費 3 河 川 海 岸 費 4 港 湾 費 5 都 市 計 画 費 6 住 宅 費	75,499,534,539 6,634,563,493 31,907,798,189 25,682,070,922 7,434,385,812 2,672,461,804 1,168,254,319
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費 2 警 察 活 動 費	47,148,845,616 46,227,584,705 921,260,911
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費 2 小 学 校 費 3 中 学 校 費 4 高 等 学 校 費 5 特 別 支 援 学 校 費 6 大 学 費 7 社 会 教 育 費 8 保 健 体 育 費	142,391,022,939 29,287,088,866 37,583,891,219 21,232,201,363 35,841,448,621 13,100,537,744 2,245,504,733 2,207,364,103 892,986,290
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費 2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,564,250,200 627,990,286 936,259,914
12 公 債 費	1 公 債 費	98,946,357,821 98,946,357,821
13 諸 支 出 金	1 地 方 消 費 税 清 算 金 2 個 人 県 民 税 所 得 割 交 付 金 3 利 子 割 交 付 金 4 配 当 割 交 付 金 5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 6 法 人 事 業 税 交 付 金 7 地 方 消 費 税 交 付 金 8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 9 自 動 車 取 得 税 交 付 金 10 環 境 性 能 割 交 付 金 11 軽 油 引 取 税 交 付 金 12 利 子 割 精 算 金 13 産 業 廃 棄 物 処 理 税 交 付 金	153,445,654,790 91,088,096,116 139,194,000 110,619,000 2,025,119,000 1,353,383,000 4,627,178,000 46,766,634,000 464,896,067 14,901,015 881,305,506 5,828,309,086 0 146,020,000
14 予 備 費	1 予 備 費	0 0
歳 出 合 計		845,961,820,025
歳入歳出差引残額		9,199,244,783 円
うち基金繰入額		— 円

# 令和5年12月26日 岡山県公報 第12561号

令和4年度 岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,194,977 3,194,977
2 繰 越 金	1 繰 越 金	111,009,841 111,009,841
3 諸 収 入	1 県 預 金 利 子 2 貸 付 金 元 利 収 入 3 雑 入	60,069,247 6,088 59,737,559 325,600
歳 入 合 計		174,274,065
歳 出		
款	項	決 算 額
1 民 生 費	1 児 童 福 祉 費	74,862,123 74,862,123
歳 出 合 計		74,862,123
歳入歳出差引残額		99,411,942 円
うち基金繰入額		— 円

# 令和5年12月26日 岡山県公報 第12561号

令和4年度 岡山県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 分担金及び負担金	1 負 担 金	45,335,436,871 45,335,436,871
2 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金	49,268,129,772 33,110,780,772 16,157,349,000
3 前期高齢者交付金	1 前期高齢者交付金	63,602,999,724 63,602,999,724
4 共同事業交付金	1 共同事業交付金	315,217,192 315,217,192
5 財産収入	1 財産運用収入	2,329,074 2,329,074
6 繰入金	1 一般会計繰入金 2 基金繰入金	10,341,995,843 10,251,573,164 90,422,679
7 繰越金	1 繰越金	8,407,067,956 8,407,067,956
8 諸収入	1 雑収入	380,997,727 380,997,727
9 療養給付費等交付金	1 療養給付費等交付金	1,313,000 1,313,000
歳 入 合 計		177,655,487,159
歳 出		
款	項	決 算 額
1 総務費	1 総務管理費 2 運営協議会費	49,197,590 48,870,648 326,942
2 保険給付費等交付金	1 保険給付費等交付金	139,060,804,377 139,060,804,377
3 後期高齢者支援金等	1 後期高齢者支援金等	21,231,942,505 21,231,942,505
4 前期高齢者納付金等	1 前期高齢者納付金等	56,834,329 56,834,329
5 介護納付金	1 介護納付金	7,765,068,609 7,765,068,609
6 病床転換支援金等	1 病床転換支援金等	73,291 73,291

令和5年12月26日 岡山県公報 第12561号

7 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	296,239,865
		296,239,865
8 基金支出金	1 基金支出金	6,644,679
		6,644,679
9 保健事業費	1 保健事業費	78,082,233
		78,082,233
10 基金積立金	1 基金積立金	364,950,074
		364,950,074
11 諸支出金	1 償還金	2,076,565,739
		2,076,565,739
12 繰出金	1 繰出金	11,674,000
		11,674,000
歳 出 合 計		170,998,077,291
歳入歳出差引残額		6,657,409,868 円
うち基金繰入額		— 円

# 令和5年12月26日 岡山県公報 第12561号

令和4年度 岡山県営食肉地方卸売市場特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	85,543,379 85,543,379
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	0 0
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	822,761,775 822,761,775
4 繰 越 金	1 繰 越 金	23,966,819 23,966,819
5 諸 収 入	1 雑 預 金 利 子 2 県 預 金 利 子	44,350,231 44,350,230 1
6 県 債	1 県 債	66,300,000 66,300,000
歳 入 合 計		1,042,922,204
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 畜 産 業 費 2 公 債 費	1,024,918,703 760,236,327 264,682,376
歳 出 合 計		1,024,918,703
歳入歳出差引残額		18,003,501 円
うち基金繰入額		— 円

# 令和5年12月26日 岡山県公報 第12561号

令和4年度 岡山県造林事業等特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	12,419,652 12,419,652
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,865,689,665 1,865,689,665
3 繰 越 金	1 繰 越 金	35,451,610 35,451,610
4 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入 2 雑 収 入	33,218,279,657 33,216,000,000 2,279,657
歳 入 合 計		35,131,840,584
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 林 業 費 2 公 債 費	35,111,906,655 35,023,657,653 88,249,002
歳 出 合 計		35,111,906,655
歳入歳出差引残額		19,933,929 円
うち基金繰入額		－ 円



# 令和5年12月26日 岡山県公報 第12561号

令和4年度 岡山県林業改善資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	0 0
2 繰 越 金	1 繰 越 金	220,035,337 220,035,337
3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入 2 雑 入	463,414,368 463,397,244 17,124
4 県 債	1 県 債	221,500,000 221,500,000
歳 入 合 計		904,949,705
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 林 業 費	664,810,882 664,810,882
歳 出 合 計		664,810,882
歳入歳出差引残額		240,138,823 円
うち基金繰入額		－ 円

# 令和5年12月26日 岡山県公報 第12561号

令和4年度 岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	39,693 39,693
2 繰 越 金	1 繰 越 金	376,050,268 376,050,268
3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	7,272,013 7,217,000
	2 雑 収 入	55,013
歳 入 合 計		383,361,974
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 水 産 業 費	39,693 39,693
歳 出 合 計		39,693
歳入歳出差引残額		383,322,281 円
うち基金繰入額		— 円

# 令和5年12月26日 岡山県公報 第12561号

令和4年度 岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰越金	1 繰越金	1,927,466,791
		1,927,466,791
2 諸収入	1 県預金利子	623,644,393
	2 貸付金元利収入	114,017
	3 雑収入	623,510,376
		20,000
3 県債	1 県債	32,331,000
		32,331,000
歳入合計		2,583,442,184
歳 出		
款	項	決 算 額
1 商工費	1 商工費	570,890,194
		570,890,194
歳出合計		570,890,194
歳入歳出差引残額		2,012,551,990 円
うち基金繰入額		— 円

# 令和5年12月26日 岡山県公報 第12561号

令和4年度 岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計歳入歳出決算書  
(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	208,434,331
	2 財 産 運 用 収 入	207,295,019
2 繰 越 金	1 繰 越 金	1,139,312
		1,880,056,899
歳 入 合 計		1,880,056,899
歳 出		
款	項	決 算 額
1 内 陸 ・ 流 通 団 地 造 成 事 業 費	1 内 陸 ・ 流 通 団 地 造 成 事 業 費	538,541,828
	2 公 債 費	10,607,958
歳 出 合 計		527,933,870
歳入歳出差引残額		1,549,949,402 円
うち基金繰入額		－ 円

# 令和5年12月26日 岡山県公報 第12561号

令和4年度 岡山県公共用地等取得事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金 2 土 地 開 発 基 金 繰 入 金	343,205,510 311,678,437 31,527,073
2 繰 越 金	1 繰 越 金	808,808,011 808,808,011
歳 入 合 計		1,152,013,521
歳 出		
款	項	決 算 額
1 道 路 等 用 地 取 得 費	1 道 路 等 用 地 取 得 費	260,865,032 260,865,032
2 公 共 用 地 等 取 得 費	1 公 共 用 地 等 取 得 費	35,911,153 35,911,153
歳 出 合 計		296,776,185
歳入歳出差引残額		855,237,336 円
うち基金繰入額		— 円

# 令和5年12月26日 岡山県公報 第12561号

令和4年度 岡山県後楽園特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	211,944,323 211,944,323
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	56,100 56,100
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	47,903,000 47,903,000
4 諸 収 入	1 雑 入	3,605,277 3,605,277
5 繰 越 金	1 繰 越 金	9,132,051 9,132,051
歳 入 合 計		272,640,751
歳 出		
款	項	決 算 額
1 後 楽 園 費	1 後 楽 園 費	263,507,987 263,507,987
歳 出 合 計		263,507,987
歳入歳出差引残額		9,132,764 円
うち基金繰入額		－ 円

# 令和5年12月26日 岡山県公報 第12561号

令和4年度 岡山県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	338,621,525 338,621,525
2 国庫支出金	1 国 庫 補 助 金	0 0
3 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入 2 財 産 運 用 収 入	1,038,771,492 431,904,087 606,867,405
4 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	95,805,044 95,805,044
5 繰 越 金	1 繰 越 金	1,767,913,163 1,767,913,163
6 諸 収 入	1 雑 入	141,860,607 141,860,607
7 県 債	1 県 債	547,900,000 547,900,000
歳 入 合 計		3,930,871,831
歳 出		
款	項	決 算 額
1 土 木 費	1 港 湾 費 2 臨 海 土 地 造 成 費 3 公 債 費	2,597,631,843 259,700,190 572,434,196 1,765,497,457
歳 出 合 計		2,597,631,843
歳入歳出差引残額		1,333,239,988 円
うち基金繰入額		－ 円

# 令和5年12月26日 岡山県公報 第12561号

令和4年度 岡山県収入証紙等特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 証 紙 収 入	1 証 紙 収 入	2,913,675,128 2,913,675,128
2 証紙代金収納 計器収入	1 証紙代金収納計器収入	2,548,847,700 2,548,847,700
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	122,528,798 122,528,798
4 繰 越 金	1 繰 越 金	199,339,066 199,339,066
歳 入 合 計		5,784,390,692
歳 出		
款	項	決 算 額
1 証 紙 費	1 証 紙 管 理 費	3,018,262,980 3,018,262,980
2 証紙代金収納 計器費	1 証紙代金収納計器管理費	2,570,093,847 2,570,093,847
歳 出 合 計		5,588,356,827
歳入歳出差引残額	196,033,865	円
うち基金繰入額	—	円



# 令和5年12月26日 岡山県公報 第12561号

令和4年度 岡山県用品調達特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 用 品 収 入	1 用 品 収 入	248,115,524 248,115,524
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	580,144 580,144
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	772,200 772,200
4 繰 越 金	1 繰 越 金	13,751,505 13,751,505
歳 入 合 計		263,219,373
歳 出		
款	項	決 算 額
1 用 品 調 達 費	1 調 達 費	253,756,035 253,756,035
歳 出 合 計		253,756,035
歳入歳出差引残額		9,463,338 円
うち基金繰入額		— 円

# 令和5年12月26日 岡山県公報 第12561号

令和4年度 岡山県公債管理特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	112,164,890,030
	2 特 別 会 計 繰 入 金	98,946,627,140
	3 基 金 繰 入 金	3,228,262,890
		9,990,000,000
2 県 債	1 県 債	74,557,410,000
		74,557,410,000
歳 入 合 計		186,722,300,030
歳 出		
款	項	決 算 額
1 公 債 費	1 公 債 費	186,722,300,030
		186,722,300,030
歳 出 合 計		186,722,300,030
歳入歳出差引残額		0 円
うち基金繰入額		－ 円

〔六一二〕農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七條第一項の規定により、倉敷農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和五年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を岡山県農林水産部農村振興課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

〔六一三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年十二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島宇山川下三五四五―二三、三五四五―二七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市船倉町一―二八

笠原 隆世

笠原 陽和

三 許可年月日及び許可番号

令和五年九月十四日岡山県指令建指第二〇一号

〔六一四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年十二月二十六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字袋ノ東一九二―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央五丁目六一〇六ユーミーオアゾ一〇三

中山 公太

中山 陽花

三 許可年月日及び許可番号

令和五年九月二十日岡山県指令建指第二〇七号

〔六一五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年十二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字御所三二二二―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市地頭片山一―九一―一 プラシードA二〇二

谷口 智哉

谷口 祐子

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十一月二日岡山県指令建指第二四五号

〔六一六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和五年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 調達件名  
岡山県立学校学習系ネットワーク通信回線サービス提供業務
- 二 契約期間  
令和六年一月一日から令和八年十二月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室  
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和五年十二月六日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社オービス  
岡山市北区大内田六七五番地
- 六 契約金額  
月額二、〇四四、九〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一八五、九〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）  
随意契約
- 八 随意契約の理由  
政令第十一条第一項第二号に該当するため

◎岡山県企業管理規程第八号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第十五号中「七月一日」を「六月一日」に改める。

附 則

この規程は、令和六年一月一日から施行する。



◎岡山県監査公表第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により実施した令和五年度の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年十二月二十六日

岡山県監査委員	笹	井	茂	智
岡山県監査委員	山	本	雅	彦
岡山県監査委員	浅	間	義	正
岡山県監査委員	飛	山	美	保

1 監査の概要

(1) 監査等の種類 財務監査及び行政監査

(2) 監査の対象

① 監査対象年度 令和4年度

② 監査対象機関 138機関

(内 訳)

知事部局 35機関

諸局・企業会計 6機関

教育委員会 74機関

公安委員会 23機関

③ 監査実施機関 監査対象138機関のすべてについて監査を実施した。

(3) 監査の着眼点

① 財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めているか。

② 行政監査

事務全般を対象とし、その執行が法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠し、次のとおり実施した。

なお、行政監査については、テーマを選定せず、財務監査に併せて実施した。

① 事前調査

監査事務局職員が、あらかじめ監査実施機関に出向き、関係諸帳簿及び証拠書類を確認・照合するとともに、当該機関の職員から説明を聴取して事前調査報告書にまとめ、監査委員へ提出した。なお、出先機関の一部については、提出を受けた書面により調査を実施し、必要に応じ当該機関の職員から説明を聴取して事前調査報告書にまとめ、監査委員へ提出した。

② 監査委員監査

ア 実地監査（63機関）

監査委員が、監査実施機関に出向き、①の事前調査報告書の内容を踏まえ、当該機関の職員から説明を聴取するとともに、当該機関から提出された監査資料等及び事前調査報告書に基づいて監査を行った。

イ 書面監査（75機関）

監査委員が、①の事前調査報告書の内容を踏まえ、監査実施機関から提出された監査資料等及び事前調査報告書に基づいて監査を行った。

2 監査の結果

上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務がおおむね法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に

努めていることを確認した。

(1) 総括的事項

- ① 監査を実施した138機関のうち、18機関について41件の改善を要すると認められる事案（指摘事項）があった。これは、前年度の20機関・53件に比べ、機関数、件数ともに減少している。
- ② 指摘事項のうち収入未済に係る29件に関しては、14件について収入未済額が減少しているものの、14件については収入未済額が増加、1件については増減がなかった。なお、収入未済額が減少したもの及び増減がなかったものについても、多額の収入未済額が残っている。
- ③ 収入未済以外の指摘事項12件に関しては、岡山県財務規則をはじめとする諸規程に反すると認められるもの、また、このような事務処理の誤りの結果、対外的に影響が生じていると認められるものがあった。
- ④ 指摘事項に至らないが、書類の整備や物品の管理手続等に問題があり、是正すべきと認められるもの（注意・指導事項）は67機関で302件あり、前年度の76機関・357件に比べ、機関数、件数ともに減少している。
- ⑤ 本年度から内部統制に依拠した監査の推進に取り組み、内部統制制度においてリスク発生報告を行っているものについては、原則として、指摘事項等の対象外としたことから、指摘事項と注意・指導事項とを合わせた件数は、343件と、前年度の410件から67件の減少となっている。

ちなみに、指摘事項と注意・指導事項とを合わせた件数343件と令和4年度の内部統制制度におけるリスク発生報告件数126件を合わせると469件となる。

今後も、全庁的に内部統制制度を推進するため、リスク発生報告件数が、当分の間は増加すると思われるが、内部統制が有効に機能することにより、数年後には減少に転じていくことが予想される。

監査実施機関	監査	指摘事項	区分		
			実地	書面	
知事 部 局	知事直轄・総合政策局・総務部	令和5年10月30日	—	○	
	消防学校	令和5年8月17日	—	○	
	東京事務所	令和5年7月21日	—	○	
	県立記録資料館	令和5年8月16日	—	○	
	県民生活部	令和5年10月30日	有	○	
	岡南飛行場管理事務所	令和5年8月7日	有	○	

岡山空港管理事務所	令和5年8月18日	—	○	
消費生活センター	令和5年8月3日	—	○	
男女共同参画推進センター	令和5年8月16日	—	○	
環境文化部	令和5年11月2日	—	○	
環境保健センター	令和5年8月7日	—	○	
県立美術館	令和5年7月25日	—	○	
保健医療部	令和5年11月2日	有	○	
子ども・福祉部	令和5年11月2日	有	○	
福祉相談センター（中央児童相談所を含む。）	令和5年8月3日	有	○	
倉敷児童相談所	令和5年8月29日	有	○	
津山児童相談所	令和5年8月25日	有	○	
県立成徳学校	令和5年8月22日	有	○	
健康の森学園	令和5年9月8日	—		○
産業労働部	令和5年10月26日	有	○	
大阪事務所	令和5年7月28日	—	○	
工業技術センター	令和5年8月18日	—	○	
南部高等技術専門校	令和5年8月29日	—	○	
北部高等技術専門校	令和5年8月25日	—	○	

令和5年12月26日 岡山県公報 第12561号

	北部高等技術専門校美作校	令和5年8月9日	—	○	
	農林水産部	令和5年10月24日	有	○	
	農林水産総合センター	令和5年8月30日	—	○	
	県営食肉地方卸売市場	令和5年7月25日	—	○	
	土木部	令和5年10月26日	有	○	
	後樂園事務所	令和5年8月23日	—	○	
	出納局	令和5年11月6日	—	○	
	備前県民局(東備地域事務所を含む。)	令和5年10月20日	有	○	
	備中県民局(井笠、高梁、新見地域事務所を含む。)	令和5年10月10日	有	○	
	水島港湾事務所		—	○	
	美作県民局(真庭、勝英地域事務所を含む。)	令和5年10月2日	有	○	
諸 局 等	議会事務局	令和5年10月24日	—	○	
	人事委員会事務局	令和5年11月6日	—		○
	労働委員会事務局	令和5年11月1日	—		○
	監査事務局	令和5年11月14日	—		○
	企業局	令和5年7月14日	有	○	
	土木部都市局(流域下水道事業会計)	令和5年7月14日	—	○	

# 令和5年12月26日 岡山県公報 第12561号

教 育 委 員 会	教育庁	令和5年10月24日	有	○	
	岡山教育事務所	令和5年7月5日	—		○
	津山教育事務所	令和5年9月13日	—		○
	総合教育センター	令和5年7月27日	—		○
	生涯学習センター	令和5年6月27日	—		○
	県立図書館	令和5年7月25日	—		○
	県立博物館	令和5年8月23日	—	○	
	古代吉備文化財センター	令和5年7月13日	—	○	
	岡山朝日高等学校	令和5年8月22日	—	○	
	岡山操山高等学校（中学校を含む。）	令和5年8月10日	—		○
	岡山芳泉高等学校	令和5年7月10日	—		○
	岡山一宮高等学校	令和5年7月19日	—	○	
	岡山城東高等学校	令和5年6月29日	—		○
	西大寺高等学校	令和5年7月12日	—		○
	瀬戸高等学校	令和5年7月12日	—		○
高松農業高等学校	令和5年7月19日	—	○		
興陽高等学校	令和5年8月7日	—		○	
瀬戸南高等学校	令和5年6月27日	—		○	

岡山工業高等学校	令和5年7月12日	—	○	
東岡山工業高等学校	令和5年7月3日	—	○	
岡山東商業高等学校	令和5年9月4日	—		○
岡山南高等学校	令和5年9月13日	—		○
岡山御津高等学校	令和5年7月25日	—		○
倉敷青陵高等学校	令和5年8月3日	—		○
倉敷天城高等学校（中学校を含む。）	令和5年7月6日	—	○	
倉敷南高等学校	令和5年7月26日	—		○
倉敷古城池高等学校	令和5年7月7日	—	○	
倉敷中央高等学校	令和5年7月26日	—		○
玉島高等学校	令和5年8月3日	—		○
倉敷鷺羽高等学校	令和5年7月7日	—	○	
倉敷工業高等学校	令和5年7月6日	—	○	
水島工業高等学校	令和5年7月4日	—	○	
倉敷商業高等学校	令和5年7月25日	—		○
玉島商業高等学校	令和5年7月5日	—		○
津山高等学校（中学校を含む。）	令和5年7月25日	—		○
津山東高等学校	令和5年7月25日	—		○

津山工業高等学校	令和5年8月23日	—		○
津山商業高等学校	令和5年7月25日	—		○
玉野高等学校	令和5年6月20日	—		○
玉野光南高等学校	令和5年7月18日	—	○	
笠岡高等学校	令和5年7月10日	—		○
笠岡工業高等学校	令和5年6月28日	—		○
笠岡商業高等学校	令和5年6月22日	—		○
井原高等学校	令和5年9月19日	—		○
総社高等学校	令和5年7月26日	—		○
総社南高等学校	令和5年6月27日	—		○
高梁高等学校	令和5年9月13日	—		○
高梁城南高等学校	令和5年8月1日	—		○
新見高等学校	令和5年8月7日	—		○
備前緑陽高等学校	令和5年8月17日	—	○	
邑久高等学校	令和5年7月26日	—		○
勝山高等学校	令和5年7月26日	—		○
真庭高等学校	令和5年7月25日	—		○
林野高等学校	令和5年7月26日	—		○
鴨方高等学校	令和5年7月5日	—		○



和気閑谷高等学校	令和5年7月27日	—		○
矢掛高等学校	令和5年7月25日	—		○
勝間田高等学校	令和5年7月18日	—		○
烏城高等学校	令和5年7月12日	—		○
岡山大安寺中等教育学校	令和5年7月12日	—	○	
岡山盲学校	令和5年6月29日	—	○	
岡山聾学校	令和5年7月25日	—		○
岡山支援学校	令和5年7月6日	—		○
岡山西支援学校	令和5年7月10日	—		○
岡山東支援学校	令和5年6月29日	—	○	
岡山南支援学校	令和5年6月20日	—		○
岡山瀬戸高等支援学校	令和5年7月3日	—	○	
倉敷まきび支援学校	令和5年7月10日	—		○
倉敷琴浦高等支援学校	令和5年7月27日	—		○
西備支援学校	令和5年7月10日	—		○
健康の森学園支援学校	令和5年9月8日	—		○
東備支援学校	令和5年7月10日	—		○
早島支援学校	令和5年7月26日	—		○
誕生寺支援学校	令和5年9月13日	—		○

# 令和5年12月26日 岡山県公報 第12561号

公安委員会	警察本部	令和5年11月6日	有	○	
	岡山中央警察署	令和5年8月1日	—		○
	岡山東警察署	令和5年7月27日	—		○
	岡山西警察署	令和5年7月31日	—		○
	岡山南警察署	令和5年7月25日	—		○
	岡山北警察署	令和5年7月5日	—		○
	赤磐警察署	令和5年7月3日	—		○
	備前警察署	令和5年8月16日	有		○
	瀬戸内警察署	令和5年8月2日	—		○
	玉野警察署	令和5年7月18日	—	○	
	児島警察署	令和5年7月25日	—		○
	倉敷警察署	令和5年7月25日	—		○
	水島警察署	令和5年7月5日	—		○
	玉島警察署	令和5年8月1日	—		○
	笠岡警察署	令和5年7月4日	—	○	
	井原警察署	令和5年6月27日	—		○
総社警察署	令和5年7月13日	—	○		
高梁警察署	令和5年7月20日	—	○		
新見警察署	令和5年7月25日	—		○	

真庭警察署	令和5年7月20日	—	○	
津山警察署	令和5年7月27日	—		○
美作警察署	令和5年8月9日	—	○	
美咲警察署	令和5年7月10日	—		○

(2) 個別的事項（指摘事項）

○ 知事部局

① 県民生活部

ア 本庁

- ・ 自立促進資金貸付金償還金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

自立促進資金貸付金償還金収入未済状況

令和3年度末	13,334,447円
令和4年度末	12,103,347円
比較増減	△1,231,100円

- ・ 生業修学資金貸付金償還金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

生業修学資金貸付金償還金収入未済状況

令和3年度末	15,702,060円
令和4年度末	13,586,060円
比較増減	△2,116,000円

イ 岡南飛行場管理事務所

- ・ 収入証紙で支払うべき小型航空機の停留料について、特別徴収の期間であった平成30年5月分から7月分までの160,908円が未納となっており、また、条例に則った適切な対応が取られず、停留料の未納額が増加する状況が継続しているものが認められた。未納の解消とともに、未収入として計上されなかったことが、問題の長期化につながったと考えられることか

ら、同様の事案が発生しないよう、再発防止に向けた規程の整備や仕組みの確立に向けて検討が必要である。

## ② 保健医療部

### ア 本庁

- ・自動販売機売上手数料について、納入通知書が未発行であったため調定決議をやり直し、3か月以上遅れて納入通知を行ったため、県への収入時期が遅れたものが認められた。
- ・新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金（令和2、3年度分）の交付について、退院日の取扱い誤りや適用単価の誤り等により過大交付となったものが認められた。

## ③ 子ども・福祉部

### ア 本庁

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

令和3年度末	6,393,585円
令和4年度末	6,418,581円
比較増減	24,996円

### イ 福祉相談センター

- ・児童保護弁償金について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

令和3年度末	5,011,900円
令和4年度末	5,405,470円
比較増減	393,570円

### ウ 倉敷児童相談所

- ・児童保護弁償金について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入

未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

令和3年度末	4,679,445円
令和4年度末	5,358,865円
比較増減	679,420円

エ 津山児童相談所

- 児童保護弁償金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

令和3年度末	9,206,410円
令和4年度末	8,457,310円
比較増減	△749,100円

オ 県立成徳学校

- 給食調理業務委託の契約において、支払額が100万円以上であるにもかかわらず検査調書を作成していないものが認められた。
- 過去の注意・指導事項のうち、支出の手続が適正でないものについて、本年度の監査においても、バス借上に係る使用料の支払について、履行確認の表示がなく、改善できていないものが認められた。

④ 産業労働部

ア 本庁

- 岡山県時短要請協力金返還金について、収入未済額が新たに発生しており、収入未済の早期解消に向けて、改善が必要である。

岡山県時短要請協力金返還金収入未済状況

令和3年度末	0円
令和4年度末	1,821,000円
比較増減	1,821,000円

- ・中小企業支援資金貸付金について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

中小企業支援資金貸付金収入未済状況

令和3年度末	446,098,382円
令和4年度末	664,331,112円
比較増減	218,232,730円

⑤ 農林水産部

ア 本庁

- ・三徳園の職員駐車場の使用料について、収入伺を作成したものの4月分から7月分の調定決議書の作成を適正な時期に行っていなかったため、県への収入時期が遅れたものが認められた。

⑥ 土木部

ア 本庁

- ・住宅使用料について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

住宅使用料収入未済状況

令和3年度末	45,808,667円
令和4年度末	51,345,009円
比較増減	5,536,342円

⑦ 備前県民局

ア 本局

- ・県税（現年課税分）について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

県税（現年課税分）収入未済状況

令和3年度末	619,557,913円
--------	--------------

令和4年度末	665,812,624円
比較増減	46,254,711円

- ・県税（滞納繰越分）について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

県税（滞納繰越分）収入未済状況

令和3年度末	627,389,549円
令和4年度末	587,661,856円
比較増減	△39,727,693円

- ・生活保護費返還金・徴収金等について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

生活保護費返還金・徴収金等収入未済状況

令和3年度末	3,228,549円
令和4年度末	2,732,906円
比較増減	△495,643円

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

令和3年度末	9,614,107円
令和4年度末	9,172,091円
比較増減	△442,016円

- ・農業改良資金貸付金違約金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

農業改良資金貸付金違約金収入未済状況

令和3年度末	17,694,403円
令和4年度末	17,384,403円
比較増減	△310,000円

⑧ 備中県民局

ア 本局

- ・県税（滞納繰越分）について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

県税（滞納繰越分）収入未済状況

令和3年度末	392,002,559円
令和4年度末	383,186,229円
比較増減	△8,816,330円

- ・県税関係諸収入（延滞金、加算金）について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

県税関係諸収入（延滞金、加算金）収入未済状況

令和3年度末	1,362,440円
令和4年度末	6,310,186円
比較増減	4,947,746円

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

令和3年度末	4,527,382円
令和4年度末	4,709,279円



比較増減	181,897円
------	----------

- ・農業改良資金貸付金元金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

農業改良資金貸付金元金収入未済状況

令和3年度末	5,040,000円
令和4年度末	4,875,000円
比較増減	△165,000円

- ・霞橋側道橋放火に係る原因者負担金について、多額の未収額があるものの、収入がなされていないことから、収入未済の早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

霞橋側道橋放火に係る原因者負担金収入未済状況

令和3年度末	3,567,040円
令和4年度末	3,567,040円
比較増減	0円

- ・令和3年度建設事業費市町村負担金精算に伴う還付金の支払において、支出調書を作成することなく支払ったものが認められた。

⑨ 美作県民局

ア 本局

- ・県税（現年課税分）について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

県税（現年課税分）収入未済状況

令和3年度末	58,816,379円
令和4年度末	74,841,701円
比較増減	16,025,322円

- ・県税（滞納繰越分）について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

県税（滞納繰越分）収入未済状況

令和3年度末	106,749,539円
令和4年度末	87,587,452円
比較増減	△19,162,087円

- ・生活保護費返還金・徴収金について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

生活保護費返還金・徴収金収入未済状況

令和3年度末	3,057,805円
令和4年度末	3,649,756円
比較増減	591,951円

- ・屋外広告物事務において、許可申請書類を未処理のまま放置し、収入証紙の返還に至ったものが認められた。
- ・令和2年度から令和4年度までに行った屋外広告物事務に係る事務処理において、正当な理由なく処理を遅延し、あるいは適正な決裁手続を経ずに許可書を交付し、あるいは許可申請書類を未処理のまま放置するなど、65件の不適正な事務処理があったものが認められた。
- ・公有財産購入費の支出について、金額の半分の受領を代理人へ委任されているにもかかわらず、誤って全額を契約者へ支払っているものが認められた。

イ 真庭地域事務所

- ・ガードレール修繕に係る費用弁償について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

ガードレール修繕に係る費用弁償収入未済状況

令和3年度末	1,532,000円
--------	------------

令和4年度末	1,502,000円
比較増減	△30,000円

○ 諸局等

① 企業局

- ・営業未収金（給水料金）について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。なお、債務者が和解条項に反し、償還が滞った場合には、給水停止や抵当権の実行等の措置についての実施を検討する必要がある。

営業未収金（給水料金）収入未済状況

令和3年度末	81,211,512円
令和4年度末	80,941,512円
比較増減	△270,000円

- ・庁用自動車による交通事故での100万円以上の亡失損傷及び相手方に多大な損害が生じているものが認められた。

○ 教育委員会

① 教育庁

- ・高等学校貸付奨学金返還金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

高等学校貸付奨学金返還金収入未済状況

令和3年度末	7,825,794円
令和4年度末	7,098,540円
比較増減	△727,254円

- ・地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金（高等学校等奨学金貸付金）について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金（高等学校等奨学金貸付金）収入未済状況

令和3年度末	21,491,929円
令和4年度末	28,047,148円
比較増減	6,555,219円

- ・地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金（大学奨学金貸付金）について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金（大学奨学金貸付金）収入未済状況

令和3年度末	3,423,672円
令和4年度末	3,020,938円
比較増減	△402,734円

- ・地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金遅延利息について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金遅延利息収入未済状況

令和3年度末	1,039,590円
令和4年度末	2,285,955円
比較増減	1,246,365円

○ 公安委員会

① 警察本部

- ・放置違反金等について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

放置違反金等収入未済状況

令和3年度末	1,514,200円
令和4年度末	1,785,200円

比較増減	271,000円
------	----------

② 備前警察署

- ・警察車両による交通事故での100万円以上の亡失損傷及び相手方に損害が生じているものが認められた。

3 所見

(1) 財務に関する事務の適正化について

前年度の監査の結果に対する意見において、適正かつ効率的な財務に関する事務の執行を求めているものに関し、件数では若干減少したものの、一部に依然として財務に関する事務の適正な執行が徹底されていないものがある。

中でも、財産関係では、公用車による交通事故での亡失損傷が引き続き多くの機関で発生している。前年度と同様にバック時の接触事故等不注意による自損事故が多くを占め、また、依然として原因がわからないものも存在し、「県の保有する財産は県民が保有する財産である。」との認識が徹底されていない。各機関とも交通事故発生の絶無を目指し、安全運転教育及び公用車の適正な管理に対する意識の一層の徹底に努められたい。

特に、令和4年度については、内部統制評価報告書において運用上の重大な不備に該当すると判断された、美作県民局における屋外広告物事務に係る不適正な事務処理の事案や、岡南飛行場管理事務所における停留料が5年間にわたり徴収されず、現在も停留料の額が増え続けている重大事案を把握したところであり、同様の事案が発生しないよう、再発防止に向けた全庁的な取組が必要と思われる。

上記の事案は、長年にわたるコミュニケーション不足とミスを防止する仕組みづくりを、組織として上司が責任を持って構築することなく放置されたことに起因していると考えられる。職場内のミスを積極的に報告する空気を醸成し、重大な不備に至ることを防ぐ仕組みづくりをしっかりと行い、適正かつ効率的な財務に関する事務の執行に努められたい。

(2) 収入未済の解消等について

税及び税外収入に係る収入未済額の総額は、前年度より増加し多額となっており、適正に財源を確保する観点に立って、県民負担の不公平感の払拭のためにも、個々の実情に応じたきめ細かな措置を講じるとともに、悪質な場合は法的手段の活用による徹底した債権管理を行うことにより、早期解消に努められたい。

◎岡山県公安委員会規則第十二号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第五号中「及び時間制限駐車区間」を削る。

第六条の見出し中「又は時間制限駐車区間」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項ただし書中「第三項ただし書」を「第二項ただし書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とする。

様式第四号中「又は同法第49条の5」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県道路交通法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和五年度第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

なお、令和四年十二月二十七日に指示した岡山海区漁業調整委員会指示令和四年度第七号は、令和六年三月三十一日をもって廃止する。

令和五年十二月二十六日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 禁止する水産動物の種類

がざみ（わたりがに）。ただし、全甲幅十五センチメートル未満のものに限る。

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

岡山県海面

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和六年四月一日から令和八年十二月三十一日まで

◎岡山県内水面漁場管理委員会指示第一号  
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、令和六年度における第五種共同漁業権魚種の増殖について次のとおり指示する。

令和五年十二月二十六日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

令和六年度における第五種共同漁業権魚種の増殖指示

(単位：kg ただし、わかさぎは卵数について 単位：万粒)

漁業権番号	漁業協同組合名 (漁業権者名)	放			流			魚				種		代替措置可能魚種	
		あ	ゆ	うなぎ	ふ	な	あまご	なまず	すつぼん	にじます	もろこ	わかさぎ	はえ	てかえび	もぐずがに
内共第1号	吉井川南	1,090		50	30	—	—	—	10	50	—	—	80	—	50
内共第2号	吉野川	1,210		50	30	320	—	—	—	50	—	—	90	—	15
内共第3号	吉井川	1,330		40	20	290	—	—	10	—	—	—	100	—	10
内共第4号	加茂郷	390		15	—	160	—	—	—	30	—	—	30	—	—
内共第5号	久田川	330		15	—	130	—	—	—	—	—	—	30	—	—
内共第6号	奥津川	270		—	—	220	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第7号	旭川南	1,290		50	40	—	—	—	10	—	—	—	100	—	10
内共第8号	旭川中	1,560		100	150	460	—	—	—	100	—	—	50	—	—
内共第9号	湯原	330		25	—	190	—	—	—	100	—	—	30	—	—
内共第10号	旭川北	300		20	—	360	—	—	—	150	—	—	30	—	—
内共第11号	高梁川	2,680		90	60	—	—	—	20	—	—	—	150	—	75
内共第12号	小田川	290		25	—	—	—	—	10	—	—	—	30	—	15
内共第13号	芳井町	260		15	—	—	—	—	—	—	—	—	30	—	—
内共第14号 内共第15号 内共第16号	成羽川 ” ”	1,130 200 —		50 10 —	— — 7	15 25 —	— — —	— 5 —	— — —	— — —	— — —	— — —	20 5 —	— — —	25 25 —
内共第17号	新見	1,690		35	—	500	—	—	—	—	—	—	50	—	—
内共第18号 内共第19号	番川 ”	— —		10 5	230 100	— —	— —	— —	— —	15 5	— —	— —	— —	— —	40 10
内共第20号 内共第21号	児島湾 ”	— —		75 15	1,090 470	— —	— —	— —	— —	160 40	— —	— —	— —	— —	45 5

備考 はえ、てかえび及びもぐずがにについては、漁業権番号ごとの指示量に応じて、次に掲げる方法により放流の代替措置を行うことができる。



(1) 産卵未造成 (はえ)

指 示 量	造成箇所数	造 成 基 準
1 ~ 50 kg	1 箇所	1 箇所当たり500㎡の造成で50kgの増殖とみなす。
51 ~ 100	2	
101 ~ 150	3	

(2) 産卵未造成 (てながえび)

指 示 量	造成束数	造 成 基 準
12 kg	10 束	ソダ10束の造成で12kgの増殖とみなす。

(3) 親がに・C1 (甲幅約3mmの稚がに) 放流 (もぐずがに)

指 示 量	親がに放流基準	C1放流基準
10 kg	親がに8.4kgの放流で10kgの増殖とみなす。	C1、0.13kgの放流で10kgの増殖とみなす。

〔二四〕令和五年十一月十七日付け公布岡山県告示第五百六十号（保安林の指定予定）に誤りがあった。

十	行
水源の涵養 <small>かん</small>	誤
土砂の流出の防備	正